
令和6年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

令和6年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 5番 山内 豊 議員
8番 植村 圭司 議員
15番 赤木 貴尚 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松本 順子君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 山内 豊君 | 6番 中原 正博君 |
| 7番 山川 忠久君 | 8番 植村 圭司君 |
| 9番 清水 修君 | 10番 土谷 勇二君 |
| 11番 音嶋 正吾君 | 12番 豊坂 敏文君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 市山 繁君 |
| 15番 赤木 貴尚君 | 16番 小金丸益明君 |
-

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 村田 靖君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	平田 英貴君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	吉田 博之君
保健環境部部长	草合 正吉君	農林水産部部长	松嶋 要次君
建設部部长	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

5番、山内豊議員の登壇をお願いします。

〔山内 豊議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 山内 豊君） おはようございます。毎日暑い日が続いておりますが、皆様方、熱中症等にはくれぐれも御用心されて、多分恐らく彼岸まではこの暑さ続くんじゃないかならうかと思っておりますので、自助の精神でしっかり頑張してほしいと思っております。

5番、山内豊、一般質問を行います。通告に従ってでございますので、どうか適切な御答弁等よろしくをお願いします。毛頭建設的な議論を求めておりますので、しっかり粘ろうとか考えておりません。ちゃんとした答弁が得られたら即座にやめますので、どうかどうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初の質問に入ります。

先月の終わりに台風10号が壱岐にも来ました。何か久しぶりに台風が来たなという感じで、備えがしっかりあれば台風は過ぎ去っていくものと思っておりますが、やはり各地で被害等も出ている状況でした。

市長の施政方針演説の中にも入っておりましたし、やっぱりこの暑さですから、停電があると熱中症等の怖いリスクもあります。また、冷蔵庫の中がパアになったと、そういう経済的損害も出てきますので、くれぐれも万事に備えて、しっかりと防災・減災に対しては、行政のほう、やってもらいたいなと思っております。

その中でも、今回、三島地区の台風被害のことについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

今回の台風はなかなか、もともと進路が関西のほうから日本国に入って抜けるとかという最初のような進路だったのですが、だんだん西に西に来て、最終的には九州をのみ込むような形で進んでいきました。

やはり異常気象の影響なのかどうか分かりませんが、いろんな災害、地震等もありますけども、万事に備えるということは極めて大事だなと、改めて感じた次第でございます。

定まらない上に速度が非常に遅く、広範囲に被害をもたらしています。市内でも停電等、生活に支障を来したり、熱中症の疑いで搬送された方——軽症と聞いておりますが——もあるようです。

このようなときに三島地区、二次離島であります。今回、質問通告の中に掲げてあるのが、被害の中でも通信遮断、情報網が途絶えてしまったということをお聞きをしております。

どうしてもこの時代、デジタルに頼ってしまうところが多うございますので、三島の方々もそういう感じで対応しておられたんだと思います。停電ではなくて、通信の遮断が起きてしまったということが話されておりました。

なかなかどうしてもデジタルの時代ですので、携帯の情報に頼ったりとか、テレビが映らなくなった、どうしたらいいか分からないと、完全に孤島化してしまう可能性がある、どうにかできないものかということをお相談を受けました。

今回、ちょうど通告を出す前でしたので、2つだけしかしないつもりだったんですが、急遽、この三島地区のことに関しては、質問通告の中に入れさせていただきました。

頼りになるのが、最終的には防災無線であるというふうなことも感じておりますし、三島の方たちは自助、共助はしっかりとされながらも、やはり公助に頼るところももちろんあるということに思っております。

そのようなとき、今回3つの質問をどうぞよろしくお願ひいたします。

この通信遮断ですね、多分ケーブルの断線かと思われませんが、そのようになった原因は何かと、そして、その被害を把握していたか、または被害に対して何か別の手段で解決を試みたかどうかということ、そして3番目、早期の復旧作業に併せて、災害に強いシステムの構築をお願いしたいと思っておりますので、御答弁のほうよろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 山内豊議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） おはようございます。5番、山内議員の御質問、今回の台風10号における三島地区の通信遮断について、3点御質問をいただいております。

1つ目の通信遮断となった原因については、企画振興部の担当となりますが、2点目、3点目

が総務部の担当となりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、三島地区が通信遮断となった原因は何かについてお答えをいたします。

市民皆様への防災情報等の伝達につきましては、壱岐市の光ファイバーケーブル網を活用いたしております。三島地区につきましては、郷ノ浦町渡良浦の嫦娥から海底ケーブルにより大島まで敷設しており、陸上立ち上がり後に大島、長島を経由し、再度海底ケーブルにより原島まで接続しております。

今回の原因でございますが、大島の立ち上がり地点において、台風10号による暴風の影響で電信柱に支持している光ファイバーケーブルに樹木が倒伏し、接続機器に過度の負荷がかかり断線したものでございます。

なお、今回のケーブル切断箇所の本復旧時には、周辺の伐採を行い、さらに保護カバーを取り付けた強化光ケーブルを使用することで、災害対策を行ってまいります。

次に、2つ目のその被害を把握していたかとの御質問についてお答えをいたします。

議案質疑において、山内議員の御質問の中で、企画振興部長よりお答えをさせていただきましたが、光ケーブルの断線については、8月29日の昼前に所管課である情報管理課から施設管理を行っている光ネットワークへ状況確認を行ったところ、市内全域からテレビが映らないなどの問合せが多数入り始めたとのことであり、市内で光ケーブルの被害が発生していることを確認し、災害警戒本部へ報告がございました。

その後、午後3時半過ぎに山内議員から危機管理課へ三島全域で通信遮断の疑いがあるとの御連絡をいただき、情報管理課へ原因調査と解決手段の検討を指示いたしました。

光ネットワークによる信号検査で切断地点調査を行いましたところ、海底ケーブルの先の大島側陸上部での断線が濃厚であることから、嫦娥側のケーブル機器の現地確認を行い、三島地区全域における断線被害、信号の不通を把握したところでございます。

次に、別の手段で解決を試みたかとの御質問についてお答えをいたします。

危機管理課において、この被害を確認した後、告知放送以外の伝達方法を確認及び検討をし、複数の伝達手段で情報発信を試みたところでございます。

1つ目は、現地から直接放送を行う方法で、情報管理課を通じて三島地区の各自治公民館長様へ電話連絡を行い、各島に設置されている放送設備を使って、身の安全を図っていただいた上で、現地から放送を行っていただくよう御依頼を申し上げ、対応を行っていただいたところでございます。

2つ目は、本市の告知放送につきましては、火災や気象警報の場合と同じように、録音を行わずに緊急情報として市から放送を行った場合、壱岐FMの放送中にその音声が入り込まれる仕組みとなっており、ラジオをお聞きになっている皆様には、市の告知放送の内容を直接お聞きいた

だくことが可能となっております。

この仕組みを活用しまして、8月の29日17時34分に台風の最接近の情報、そしてまた18時11分には、九州電力送配電の停電に関する情報等を告知放送にてお知らせをいたしたところでございます。

3つ目は、壱岐市公式LINE及び壱岐市防災メールの通知でございます。

これにつきましては、事前に御登録いただいている皆様のLINEやメールアドレス宛てに防災情報等をお送りするものでございます。こちらにつきましては、警報の発表、解除の情報及び市からの防災情報等について配信をしており、携帯電話の電波が届く場所において受信が可能です。

議員御指摘のように、災害時に防災情報が遮断されるということは大変な不安を与えるものでございます。今回の経験を基に、光ケーブルの断線等により各御家庭の告知放送が鳴らない場合でも市の防災情報を取得いただけるよう、ただいま申し上げたFMラジオ放送で告知放送を聞いていただく、また、壱岐市防災メール及び壱岐市公式LINEへ御登録いただくなど、市民皆様へ周知を図っていきたいと考えております。

次に、3つ目の早期の復旧作業に併せ、災害に強いシステムの導入をという御質問でございますが、まず、復旧作業に関しましては、保守管理を行っております光ネットワーク株式会社において、台風による防風雨が収まるのを待った上で、翌30日早朝から順次修繕を開始をいたしました。

光ケーブルの被害は三島地区を含め市内約100か所に及び、光ネットワークの通常作業員では人員が足りなかったことから、市内の通信事業者へ応援を依頼し、また、市外からも作業員を呼び、市内全域で修繕を一斉に行ったところでございます。

三島地区については、作業車両を航送する必要があったことから、フェリーみしまが運航を再開した8月31日の始発便で渡航し、同日、昼過ぎには三島での光ファイバーケーブルの復旧が完了いたしました。

なお、最終的には9月2日に市内全ての光ファイバーケーブルの修繕が完了したところでございます。

災害に強いシステムの導入につきましては、現在の告知放送システムは、現メーカーの事業撤退により、今年度、告知放送システムセンター制御装置の更新を進めております。今回の更新に伴い、新たな取組としまして、壱岐市ケーブルテレビのアプリを利用して、個人のスマートフォンから告知放送を聞くことができるシステムを導入することといたしております。

告知放送がなされたら、プッシュ通知によりスマートフォンにお知らせがされますので、利用者はこのアプリから放送内容を聞くことができます。光ケーブルの断線や停電の場合でも電波が

つながる場所であれば、スマートフォンから告知放送を聞くことができますので、市の防災情報等を取得していただく手段の一つとして、今後御活用をいただければと考えております。

なお、多くの皆様に御活用いただけますよう、アプリの利用について、今後周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） 御答弁いただきました。やはり結構、私たちが思っている以上にいろんなことをされたんだと改めて思っています。ありがとうございました。

そしてまた、やっぱり壱岐の島が日本の縮図とかよく言われています。その中でやっぱり三島地区は壱岐の縮図であるんじゃないかと、個人的にも思っていますし、もうそう思っている方もいらっしゃるんじゃないかと思っています。

どうしても本土と比べると、地震等々あったときに復旧作業等一步二歩遅れがちになる可能性がありますので、それも踏まえた上での災害に強いシステムの構築ということをお願いをした次第でございます。

その中で御答弁にありました、今回、告知放送の個別受信機の件でございますが、更新をすると、8月会議のところで契約の締結をされたということをお聞きしております。

その中で山口議員のほうからいろいろ無線とか有線とかって話がありましたが、やっぱりそういうところも必要じゃないかと思うと同時に、デジタルだけに頼らずアナログもあったほうがいいんじゃないかと思うかと。

うちの場合、家にテレビがあってアンテナがあって、つなげるだけでまた見れたりするわけなんですよね。そういうところの周知とかも御検討いただいてやってほしいと思いますが、ちょっと再質問です。

告知放送、個別受信機に対しての無線通信、それは可能かどうかちょっとお尋ねをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山内議員の追加の御質問にお答えをいたします。

今議員おっしゃられたとおり、8月会議の中で個別受信機の契約の際に、山口議員からの御質問の中でもお答えをいたしましたけれども、無線形式の検討はというところでもございましたけれども、議員御承知のとおり、今有線でのシステムの運用となっております。

市内でも、行政組織内でも検討をいたしましたけれども、今のシステム、個別受信機が利用しながら切り替えていくということ、そのことが市民皆様に情報を途切れなくお伝えすることがで

きる唯一の方法でございました。

ですから、今回、新たに購入をします個別受信機も有線の形の対応となっております。ですので、今後もいましばらくの間は有線での運用と活用になるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） 聞いたところによると、工事期間とかそういう期間が無線にする
と相当時間がかかるというふうに言われていましたので、今の現状、使いながらの更新だとそう
いうふうな手段が一番かなと思います。

順番もあろうかと思いますが、やはり強い面のシステムの構築は頭の中に入れながらも、告知
放送受信機の更新をしっかりとさせていただきたいと思っております。

そして、自助、共助、公助のお話もありますが、公助に関しては昨日の清水議員のお話もあり
ましたが、できることって、ごく僅かであると思っています。ピラミッド型にすると一番頂点が
公助で共助、自助という形になると思うんですが、その中でも公助がやるべき役割というのはす
ごい重要で、責務である防災・減災、これはしっかりと踏まえた上での共助、自助のお願いとい
う形になってくると思います。

その辺は私も理解しておりますし、市民の方もだんだん3つの単語が浸透してきたんじゃないかな
らうかと思っています。

まち協の中で、公民館の中でも、まずは自分を守ること、そして助け合いの心を持ってやって
いくということは、最大の防災につながるのだと思っておりますので、その辺はまた再度周知
をお願いしたいと。

同時に、三島地区に関しては、どうしても二次離島ということもありますので、普及作業等々
一歩二歩遅れがちになります。その辺再度、またしっかりとした強いシステムの構築と、あと周
知徹底のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。誰一人取り残さないような三島地区にして
いただけるように心から願ひしておりますので、ここは強くお願ひしたいと思ひますので、よろしく
お願ひします。

1番目の質問、これで終わりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

2つ目です。今回機構改革にならないかなと思ひながらも、無駄な削減にならないかなと思ひ
ながらもちょっと考えさせていただきましたが、辞令交付の必要性についてということを質問で
出させていただきます。

辞令交付も種々多々いろいろありまして、消防団に関しては辞令書だけをぼんとやっていて手
元にくるとかいうところもあれば、しっかりとした階級の上の公務員の方がしっかりと辞令を渡す
という、そういう何か儀式的なところもあります。

ただ、後から再質問等でもお願いするとは思いますが、この時代、そういう時間の無駄とか労力の無駄とかペーパーの無駄とか、そういうことを考えられないのかなと思って、今回投げかけさせていただきました。

日程調整など市長とか替わったばかりですので、そういう反応があればすごくうれしいなと思いますし、やりたいというのであればこれはしょうがない。

ただ、やっぱり無駄はなくすべきだと思っておりますので、その辺の御答弁も踏まえながらよろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 山内議員の辞令交付の必要性についてお答えをいたします。

初めに、本年4月1日付、人事異動に係る市長部局の辞令交付の状況について御説明をさせていただきます。

まず、年度末の3月29日に退職者及び市長部局からの出向・派遣職員、そして人事異動となった管理職合わせて38名に対し、辞令交付を行っております。

また、4月1日には新規採用職員及び派遣受入れ職員合わせて15名への辞令交付を行っております。このほかの職員の辞令交付は、各部署でおのおの実施しているところであり、市長から直接辞令交付を行う所要時間は、両日ともに20分程度であり、さほど時間を要するものではないとさせていただきます。

次に、辞令を作成する根拠でございますが、彦根市公文例規程に公文書として定めており、職員の身分、給与、勤務その他の異動についてその旨を記載して本人に交付するものと規定をいたしております。

辞令は、公務員の任命、承認、異動、懲戒処分などの人事決定が行われたことを証明する公文書であり、その交付を行うことは非常に重要であり、ペーパーレス化する部類のものではないという認識でございます。

辞令交付の必要性について、その主な理由を3点ほど申し述べます。

1点目は、責任の明確化です。辞令交付を受けることにより、職員の職務や責任が明確となります。これにより、業務遂行上の混乱や誤解を避けることができます。

2つ目は、透明性の確保です。人事異動や職務変更が公正かつ透明に行われていることを示すため、辞令交付は必要と考えています。さらには、職員の人事管理が適正に行われている根拠にもなるものです。

3点目は、組織運営の効率化です。辞令を通じて、職務の移行が円滑に行われることで、組織全体の運営がスムーズに進みます。新しい職務に就く際の手続が迅速に進むことで、業務の停滞

を防ぎます。

以上の理由から、公務員における辞令交付は、組織の安定と信頼性を支えるために不可欠な手続と考えております。

特に、新規採用職員の辞令交付式においては、壱岐市職員としての任命辞令の交付だけではなく、サービスの宣誓を行っております。サービスの宣誓については、地方公務員法第31条により「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」とされており、壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例第2条により「新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書により宣誓してからでなければその職務を行ってはならない。」と定められております。

このようなことから、職員への辞令交付を行うことは重要な意義があるものと考えております。以上でございます。

〔総務部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） よくよく分かりました。必要だということですね。必要ならば、書面に残すことは大事であるということは、辞令を受ける方々それぞれにしっかりと伝えていただきたいと思えます。

はい、辞令よとかというような、たやすいものじゃないというふうな答弁と私は理解しておりますので、そこはしっかり受け取った側もやる側も、その覚悟を持ってやるんでしょうから、たやすいものじゃないと。

ちなみに、総務部長の、これまで受け取られた辞令はいまだにお持ちですか。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部长（平田 英貴君） ほかの職員は分かりませんが、私は昭和62年の7月に旧芦辺町で採用されましたけれども、これまでの全ての辞令等全て保管をいたしております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） そうでなければならぬだろうと思っておりますので、ずっと見比べていくうちに、ちゃんとした公務員としての立場がさらにわきまえられると思えます。分かりました。この点に関しては、私の軽率な質問だったことをおわび申し上げます。

ほかの方にも聞いたかったところですが、代表して総務部長に聞かせていただきました。後でこそそそと聞きますので、よろしく申し上げます。

教育委員会も所管されてあると思えます。教育委員会のほうでは辞令のほうに関してはいかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） 山内議員の追加の質問にお答えをいたします。

教育委員会で扱う辞令には、教諭、事務職員などの県費負担教職員向けの県からの辞令のほか、市の職員、会計年度任用職員、壱岐市学校用務給食会職員、特別支援教育支援員など様々な職種がございます。このうち、県費負担教職員向けの県の辞令に関しては、除外してお答えをいたします。

教育委員会が扱う壱岐市関係職員への辞令も市長部局と同じく、壱岐市公文例規程に基づく公文書として辞令を交付することは、重要な意義があると考えております。

ただし、議員の御指摘にもありますとおり、辞令交付式について、交付する方法については検討の余地があるものと考えておりますので、今後、教育委員会として考えてまいりたいと考えています。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） そうですね、検討の余地があるところは検討していただきたいと思います。辞令交付となれば、仕事中でも片やジャケットの1枚を羽織らないといけないし、着替えないといけないし、移動もしないといけない。そういう時間的ロスを削減して、逆に仕事に費やす時間のほうを優先していただきたいと思いますので、できるところからやっていただきたいと思います。教育委員会のほうです。よろしくお願いします。消防署のほうからありましたので、また後からよろしくお願いします。

辞令交付の必要性については、これで終わりたいと思います。

最後の質問に入ります。教職員の働き方改革についてということで質問させていただきます。

これは中央教育審議会からの答申を基にされてあるとは思いますが、なかなか先生方の働き方というのが、保護者と生徒児童とかにはなかなか見えてこない部分もありまして、壱岐市ではどうしているのかなというふうなことが、私の率直な疑問でした。

あと、この問題は先生方の時間外勤務のことがまずもってあったと思うんですが、それも踏まえながら、3つほど質問させていただきます。

壱岐市では具体的にどのような改革を行っているのでしょうかということと、2番目です。教職員からの働き方改革に対する要望などを聞き入れているのか、それを実際に取り入れた事例等があるなら教えていただきたい。

3番目です。児童生徒または保護者に働き方改革によるしわ寄せ等々が来てはいないかというのを懸念していますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） 働き方改革の御質問にお答えいたします。

まず、私どもは先生方が精神的にも肉体的にも元気な状態で児童生徒に向かっていただく、これが一番重要であると思っておりますので、働き方改革についても、再々、校長会などで校長先生方をお願いというか、御指導を申し上げております。

ただ、教育委員会としてもお願いするだけでなく、何かしなきゃいけないと思っておりますので、今から具体的な対策等をお話いたします。

まず、最初の質問の具体的な例でございます。方向性としてまずは3つあると思っております、1つはマンパワーを増やすということ、それから2つ目は休む日を増やすということ、最後がデジタル化の推進、この3つだろうと思っております、これで取り組んでおります。

最初のマンパワーを増やすでございますが、今年度から4つの中学校と大きな小学校2つにスクールサポートスタッフというのを1名ずつ配置しております。計6名なんですけれども、この方々が、用務員さんとは別に印刷や教材づくりなどをやってくださるということで、配置した学校からは助かっているというふうなお話を聞いております。

それから、2つ目の休みを増やすですが、これもいろいろあるんですけれども、学校閉庁日というのを夏休み中につくっております。お盆を中心として学校で設定して、全く外部からのいろいろな接触がないような、学校を完全に閉めるというのをやっております、これでその期間確実に休めますので、先生方がリフレッシュするというような機会になっているかなというふうに思っております。

次に、デジタル化なんですけれども、3つほど申し上げたいと思います。

まず最初に、今年度から小中学校の児童生徒が持っている端末に、ミライシードという学習用ソフトを入れております。これが授業のやり方を支援するような機能もございまして、これで授業がやりやすくなったというふうなお話を聞いております。

これは、市長の政策の中のオンライン学習サービスの無償提供、これにも当たるかなと思っておりますけれども、児童生徒は授業で使う以外にA Iドリルを使っておりまして、A Iドリルですと、先生がわざわざ採点したり、それからその結果を記録するとか、そういった業務もないんですね、その辺で軽減ができているかなと思っております。

2つ目ですが、学校と保護者が連絡するソフトがあります。盈科小学校は使っていないんですけれども、t e t o r uというのがありまして、これで保護者は学校を子どもが休んだり、途中で帰ったりするときの連絡をこれでやっています。電話をしなくてよいということになっています。

逆に学校は、いろいろな便りを子ども経由ではなくて保護者の端末——スマホに直接送っております。こうしますと伝わる伝わらないということはございませんので、お互いの負担軽減につ

ながっていると思っております。

最後は、先生方自身のお仕事を支援する校務支援システムというのがあるんです。C 4 t h という名前がついておりますが、これ県下全てで大体入っております、例えば先生方は学校日誌とか保健室がつくる保健日誌とか、あと指導要録というのがあるんですが、こういったものを全部デジタルでつくっております。そのことで、紙にしなくてよくて業務が簡単になっております。

また、市教委と学校も今は全部デジタルでやり取りしておりますので、電話をするとか、わざわざ集まるとかということがかなり減っているというふうに思っております。

次に、2番目の質問の要望を取り入れたかということでございます。これ2つほど申し上げます。

まず最初に、校長会から校長や教頭だけが使える校務支援システム上の相談の場みたいなものをつくってほしいと言われております。それをつくっております。先ほど言いましたC 4 t h という上に、校長たちだけが入れる部屋とか教頭たちだけが入れる部屋をつくっております、そこで校長さんたちはほかの人にはできない相談をデジタル上でやっているということです。

同じようなものを事務職員からも、私たちもつくってほしいと言われてましたので、今は事務職員用もつくっております。これで集まらなくても、そして時間を気にせずに質問を投げかければ誰かが回答してくれるような形になっております。

それからもう一つは、今度11月ぐらいから各学校に電子黒板が入るんですけども、この電子黒板の選定に当たっても、メーカーに来てもらって先生方向けの説明会をしております。

今回の選定については先生たちの意見をいっぱい入れて、先生たちが使いたいという機種が入るようになったと思っております。このことも負担軽減に、つまり授業がやりやすくなって負担軽減につながっていると思っております。

最後、しわ寄せでございますね。これはよく聞くんですけども、何がしわ寄せなのかというところがすごく難しいと思っておりますが、現在のところ、市教委に働き方改革でこれこれこういう困ったことがあるというような苦情は届いてはおりません。

ただ、以前のように、教職員が勤務時間外にサービスとして行っていたことがだんだんできなくなっております。その分を保護者であるとか地元地域が担うという形はできてくると思うんですが、そこに必要なのはお互いの理解であると思えます。

彦根市内にはコミュニティ・スクールという仕組みがあって、地域や保護者が先生方と話す仕組みがございますので、そういった中で協議していくことで、その辺は解決できるのではないかなと思っております。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） 様々な働き方改革が行われているかと思います。

ただ、先生方に対しては、それはごもっともだと思っておりますし、3つですね、マンパワーで休む日を増やしてリフレッシュ化。マンパワーに関しては、どこの自治体というか、どこの民間の現場もマンパワー不足が本当響いております。

ただ、大きい学校、基本中学校と大きな学校2つだけに1人入っただけでもこれだけ違うということは先進事例でありますので、これからもマンパワーに関しては学校も、マンパワーが欠如に対して子どもたちに影響が及ぼすとか、連絡手段が遅れるとかということはあってはなりませんので、その辺はしっかりとまたお願いをしたいと思っております。

休む日も増やす。これは閉庁日のことなんだろうが、閉庁日に関しては先生たちのお休みの取扱いというのは、特休とか校務日、別の扱いになるわけなんですか。いいですか。はい、お願いします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 基本的に年休を取っていただく、あるいは夏季休を取っていただくという形になっております。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） 分かりました。そうですね、閉庁日に関しては学校で働く方は先生だけじゃなくて、用務員の方もいらっしゃる。用務給食会のほうでも年休を取らざるを得ない状況とか、ない方に限っては何か別のところに行かなければいけないと。そういうどうしようもないときにはちょっとした手を差し伸べてあげるとか、そういう人事の段階でちょっと相談に乗ってあげるとか、そういうことも大事ななと思っておりますので、御検討いただきたいと思っております。

教職員からの要望とかは、校長先生たちの場、教頭先生たちの場ということで、いろんな話が出てくるんだろうなと思ひまして、これから先、すごい明るい子どもたちの未来を見据えた上での話合いとか、現場の問題点とか、学力の問題とか、体力の問題とか等々がいろんな話が出てくるとかと思うんですが、そういうところは、集まった上の話合いの結果とかというのは教育長のほうに上がってきたりはするんでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 全部が上がってくるというわけではないです、案件によるということですが、私のところには校長会を通したものは上がってきておるということでございます。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） すみません、私、しつこいものですから、ちょっとこういう話に

なると思いますので。

やっぱり校長先生が現場では最高指揮官なんだろうと思います。その上に教育委員会がいて教育長がいると。一応教育委員会も教育長も、ある程度学校のほうをコントロールはできないのかなというふうにも思いますし、現場だけで全てが行われていて、教育長知らないとかということは、これはあってはならないことだと思います。

1つだけ夏休みに関して例を挙げたいと思いますが、ある中学校なんですけど、夏休みに熱中症警戒アラートが発令され、突然、発令されたら部活動は中止ですというふうなことがtetoruで来た。tetoruももちろんいいんでしょうけど、命を守るための最善の策だろうと思います。最善というか、もうそれしかないのかなと疑問にも思いました。

そういうときにはほかの学校はいろんな工夫をされてやると。ただそこだけは熱中症警戒アラートがずっと出て、夏休み期間中は全く部活がなかったと。私は、果たしてそれでいいのかなというふうに思ったのが実態です。

ただ教育委員に関しては、昔話はもうタブーとされていますので、私たちが昔はねとかとかいうことは多分今ではもうできないことだと思っています。ただ、やりたい、どうしてほしいなとか、そういう子どもたちの切実な思いとかというとは、一つのtetoruでぼーんと入ってきてから、そこからの発展はないのかなというふうに思います。

それ教育長さんも御存じだと思うんですが、そういうときにある程度の指針を出してあげるのが教育委員会の役目かなとも思いますし、これイコール子どもたちも先生たちも工夫をして何とかやっついていこうというふうに、多分先の将来に見据えても、こういう暑さでもありますし、でもしようがない、やらなければいけないときが必ず出てくると思います。

そういうときに工夫をしてやるとかという方法すら多分奪ってしまう可能性がある。私はその辺はすごい懸念をしまして、ある程度はやっぱり教育委員会が学校に対してはこういう方法でやってはどうだろうかとか、せっかく教室にクーラーがついているんだから、ある程度行って練習してからクーラー、教室を開放して、そうやってまた帰ってくるとか、そういういろんな工夫ができたと思うんですけども、その辺で教育長の率直な答弁を聞きたいなと思います。お願いします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 時間もありますからたっぷり話してもよいところですけれども、ちょっと個人的見解を求められても困るわけですが、個人的見解を申し上げますが、私も校長だったことがございます。

県立高校ですが、県教委からああだこうだ言われます。私はそれが一番嫌でね、生徒の前に、子どもの前にいるのは先生たちで、校長なんですよね。校長は最後責任を取るんです。

だから校長が判断したことについて、市教委がああとかこうとか言うのはちょっといかがかなと。もっと言いますと、太平洋戦争前の教育のように、行政が教育に対してあれやこれや言うことが教育をゆがめると思っています。

今議員がおっしゃったことは私も耳に届いております。しかし私としては、その校長の判断をいいとか悪いとか申したくございません。恐らくそこは校長は簡単には考えていないと思うんですよ。子どものことを考えて、特に人数が一番多い学校ですからいろいろ考えて、いろんな生徒の顔を浮かべて校長は判断をしていると思います。

そして、その結果が練習はさせないということであったのであれば、私としてはその校長の判断を尊重したいと思います。繰り返しますが、私は、教育長になってから校長たちにあれをしろこれをしろと命令はしておりません。校長会でも私はお願いというふうに言っております。それが民主的であると思っております。民主的でみんなが自由にしゃべれる、自由に考えるようなことにならないと、今議員がおっしゃったように、最終的に市教委が判断したことばかりやるような考えない教師や考えない校長を育てることになると思います。

私は、基本的に考えなさい。そうするとA中学校とB中学校で対応が違う、それはありだと思います。今までは全部の中学校や全部の小学校は同じことをやろうと、護送船団方式みたいなのが合ったと思うんですけれども、例えば同じ島の中ですけれど違うことをやってもそれはいいだろうと。繰り返しますが、よく考えて、もっと言えば、私が求めたいのは、校長が保護者や地域と話した上で決めてくれるのが一番いいんですけれども、今回のことは熱中症でしょうから相談する時間はなかったと思います。その上で校長が判断したと思っておりますので、そういうふうになったんだろうと思います。基本的に私はそういうふうを考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） 山口教育長は私も、習ってはないんですけど、その当時学校におられましたし、北陽台での御活躍はテレビでもお顔拝見しております。

ただ、命を守るということは大前提で分かりますよ、分かります。ただ、そこからのフォローアップはないのかなと思います。お休みですよ、じゃあ別の課題課しますよ、これをやっていただきたいとか、学習に対してやってくださいよとかって、そういう空いた時間2時間ぐらいあるわけじゃないですか、午前中の、そういうところのフォローアップは必要かなと思います。

山口教育長のおっしゃっていることも分からんではないです。ただ、全てがお任せ状態だったら格差が生まれてくるんじゃないでしょうか、子どもたちに対しての格差も。高校とか別の高校に行く子もいらっしゃるでしょうけど、壱岐高校、商高に行かれる方がほとんど。

でも、私のときはアラート出たら休みやったけんとか、そういう話になると、一つになるもの

もなくなると。そういう僕は懸念をしているんですよ。現場にお任せするのは私も賛成です。ただ、そこからのもう一步踏み込んだときのフォローアップもお願いをしたいなと思います。

熱中症警戒アラートが出て部活動を中止しました、家におってください。その代わり、学習等々をやらせてくださいねって、そこから先生方からの発信も t e t o r u でいいわけじゃないですか。こういうところの学習もお願いしたい。あとは試合が間近の部活に関しては、自分たちで無理にならないような体を動かしてくださいとか、そういうフォローは私は欲しいとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 大分一般質問と違う方向にいつているように思いますけれども、お気持ちは分かります。

ですから、先ほど申し上げましたように、学校運営は校長が責任を持って保護者や地域の理解を得るような方向でやるべきだと思っておりますので、今おっしゃいました、校長が判断をした、その後の説明責任であるとか、そういったものは校長にあると思っておりますので、今日議会でこういうお話になりましたので、今後、校長会等で共有してまいりたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） ぜひ、やっぱり生活の大半を子どもたちは学校で過ごすわけですので、夏季休暇中であろうとも、やっぱり学校のことはどうしても気になりますし、部活動のこと等は気になります。

私、ジュニアバレーで指導をしています。20人ぐらいの子どもたちを指導していますが、もちろん体育館の状況を見ます、まずは。状況を見て、もう振り切っていたら絶対駄目ですよと、駄目ですよ。でも、ぎりぎりまでだったらみんなどうするねって、まず聞きます。やりたいですって。でもここから上がったら駄目よねって。そこまではもちろん教えます。

でも、やりたいよねという子どもたちの気持ちを私は阻害したくないなと思っております、自分の判断では。なので、そういう子たちもいるということはもう承知をしていただきたいし、何か工夫をしてやるということは、私は大事だと思います、これから先の人生においても。

やっぱり先生によっては、いろんな対応策をしている先生方もいらっしゃいますし、コロナ禍のときは30分に1回手洗ってこいとかいう先生もいらっしゃいました。そういう先生すばらしいなと思いつながら、何とかしてやらせてあげたいという気持ちを持つ情熱のある先生方もいれば、でも、したいけどもしようがないというぐっところえる先生方もいらっしゃいます。

いろんな方もおられるので、そういうところは教育長も校長会とかやられているんでしょうから、しっかりと情報共有していただきたいと思いつます。

あと、いろんなことを先生たちの休む時間とかを増やす、職務の軽減をさせるということで、

地域とかけ離れてしまうのではないかという懸念もあります。全てが、さっき言われましたサービスとして先生がやられていたことを、これからPTAに全て丸投げとか、地域の関係機関にじゃお願いします、もう学校ノータッチですとかという話も現状あっています。

段階的に踏んでいかないと、働き方改革のうちのこれでもうしようがないんですって、分かっ
てくださいねという理解を求めながらやらないと、そういうふうに保護者も取られますし、保護
者が育ってきた世代というのは、先生たちがやってくれていたというのがありますので、今は時
代が違うんだよということを大前提に置いて、説明をしながら変えていかないと、地域から
どんどん僕は離れていってしまう気がするんですね。

その辺は働き方改革もいいでしょうけど、まずは地域に根差した学校の取組としては、学校の
先生同士で情報を共有していただいて、さらなる学校教育、子どもたちのためにやっていただき
たいと思います。

教育委員会とはいろんなこともこれから話していきたいと思っておりますので、働き方改革に
ついては私も理解をしまして、そういう方向だっということも、PTAのほうでも話をしてい
かなければいけないと思っています。情報を共有することが大事ですので、そこに弊害がないよ
うな形でしっかりと寄り添いながら、説明をしながら新たな教育の一步を踏み込んでいきたいと
思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いします。

教育委員会に関してはこれで終わります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔山内 豊議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、山内豊議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、8番、植村圭司議員の登壇をお願いします。植村議員。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 植村 圭司君） 皆さん、お疲れさまです。こんにちは。暑い日が続いております
けども、この議論が熱くなるかも分かりませんが、建設的にやってまいりたいと思ってお
りますので、よろしくお願いします。8番、植村圭司が一般質問を通告に従いましてさせてい

こうと思っております。今日は、大きく3つ質問したいと思っております。

そのうちのまず1番目から、子育て政策の新しい基本方針が必要ではないかということで質問させていただきます。

子育て政策につきましては、平成26年度、壱岐市子ども・子育て会議の答申、壱岐市公立保育園・幼稚園のあり方を基本に、第3次壱岐市総合計画、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画に沿って、政策を実行中と理解をしております。

しかし、平成26年度答申につきましては、その時々々の社会情勢や実情に応じて方針を変更、総合計画と子ども・子育て支援事業計画につきましては、今年度までの計画で、今後の方針が不明瞭であります。今、この状態で幼稚園の統廃合も打ち出しをされようとしている状態でございます。

2年前に、既に、私が、認定こども園を4園設置するという総合計画の実現が、これは令和6年までなんですけども、令和6年までに認定こども園4園を設置するという計画について不可能であるということが明瞭であったために、令和6年度以降の目標がなくなるということを指摘しまして、一般質問のほうで述べさせていただきました。

そこで、一度、子育て政策のグランドデザイン、全体構想、それを決めたほうがいいのではないかとということで提案をさせていただきました。ソフトとハードの両面で施策を再検討し、子育てにお金をかけて人口増に寄与できないかという提案をしていたところ、当時の白川市長からも参考にするというふうなお答えをいただいております。

そこで、今日の議論ですけども、今後の政策につきまして、以下4点のほうをお伺いしたいと思っております。

まず、1点目です。まず、幼稚園の話なんですけども、幼稚園は今から統廃合を進めようとしております。2年前、当時の教育長答申の中では、令和6年3月まではこのままで、その後、幼稚園の段階的統合を進める中で、幼稚園型認定こども園について、市民部と協議することについて見通しとして持っているという答弁でございました。市民部と教育委員会は、これまで協議してきたのか、これから協議をするのか、今後の協議計画を具体的にお伺いしたいと思っております。

2番目に、平成26年度答申の形が今どうなっているのかが分かりません。時々で変えたとされましても、文書として確認ができず、何を根拠に政策を進めているのかが議論できない状態です。同答申の最終形をどういうふうに理解したらよろしいのか、見解をお伺いいたします。

3番目、こども計画策定中との認識でございますが、平成26年度答申の位置づけをどういうふうに行っているのかを伺いたいと思っております。同答申の作成時から時はたち、10年がたっておりますが、社会情勢は大きく変化をしております。こども計画策定の中で、新しく全体構想

を考え直して基本構想とすることが必要じゃないかと思って提案をさせていただいております。

4番目に、子ども・子育て会議のほうで主に政策が議論されているということでございますけれども、議事録の確認をするには、情報公開請求が必要で容易でございません。また、担当課の窓口で議事録閲覧することができるということでもありますけれども、閉庁時間がありますので、時間的制約もなく、窓口ですっと長い時間見ることもできず、非現実的かと思っております。容易に誰でもがアクセスできる方法で議事録等を閲覧できるように変えるべきではないかと思っております。見解をお伺いいたします。

そして、さらに、同会議に提出された資料も見れません。パブリックコメントの結果も今は見れない状態です。今年度以降の議論にも影響する話でございますので、記載されている内容を公開すべきではないかと思っております。子ども・子育て会議の審議に係る資料など、子育て政策に関わる資料の限定的な公開がされている状態では不十分かと思っておりますので、全て公開ということで市民に共有していただきたいと思っております。御見解をお伺いいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） まず、最初の協議したのかという御質問でございます。

私が教育長になりましてから本日までですが、こども園やそれから幼稚園の現状については、市民部の部長さんとは何度もお話しはしております。ただ、それは非公式な形でございます、記録や議事録はございません。そして、こども園をつくる前提となりますのは、議員が御指摘されている前の教育長の答弁にもあるとおり、まず幼稚園の統合をしてその中でということでございます。やっと今幼稚園の統合を始めたところでございます。現在、保護者などの意見を聴いております、それを踏まえて進めていくつもりでございます。その段階で、必要に応じて公式な会議を市民部と持つことになろうかと思っております。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） それでは、8番、植村議員の2番目以降の御質問について、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、②につきましては、回答申の最終形をどう理解したらよいのかという見解の御質問でございます。

まずもって、答申でございますので、答申という形で進言や意見を受けております。それを受けての市の方針といたしましては、施設の集約化を行いながら認定こども園の開設を目指すとい

うところで御理解していただければと思っております。

これまでも御説明のとおり、壱岐市総合計画及び26年の壱岐市公立幼稚園及び保育所運営のあり方を基本としながら、その時々々の社会情勢や実情に応じて、壱岐市子ども・子育て支援事業計画の見直しを行いながら、その計画に沿って政策を進めてまいりました。

令和5年9月には、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画中間見直しで、令和6年度までの事業計画を市議会のほうで認めていただいた状況でございます。ただし、この支援事業計画につきましては、市議もおっしゃいましたとおり、本年度に計画期間の最終年度を迎えることになり、これに伴い、令和7年度から11年度までの計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画の策定と併せて、市町村こども計画を一体的に策定することで、現在、策定業務を着手しておる状況でございます。

その中で、新しい市の方針も、この会議からの答申等を受けながら決定していくと思っておりますが、それにつきましても、分かりやすく示す必要があるという認識は持っておりますので、その計画の策定業務の中で、きちんとそういったことも踏まえながら、計画の策定に努めたいと思っております。

それから、3番目につきましては、今申しましたこども計画策定の中で、新しい全体構想を考え直し、基本政策とすることが必要ではないかという御質問でございます。

まさしくそのとおりだと考えております。これまでもお話ししていますとおり、社会情勢は大きく変化しております。児童の減少につきましても、我々が想定した以上に減っているというのが現状でございます。今、教育長のほうからも答弁ありましたとおり、教育委員会のほうでも統廃合を進めながら、その状況を見てということになっております。市民部のほうでもございまして、集約化をしながら考えております。その中で、今御指摘のとおり、新たに考え直す必要があると思っておりますので、この策定に当たりましては、第2期子ども・子育て計画の進捗状況やニーズ実態調査を踏まえながら、新しい現状と課題を踏まえ、引き続き子ども・子育て会議で御審議いただき、またパブリックコメントによる市民皆様の御意見を伺いながら、子ども施策の取組を迅速かつ確実に進めることができるものとなるように進めてまいりたいと思っております。

そして、その内容につきましても、市民の皆様に分かりやすくお示しし、子ども施策の取組を迅速かつ確実に進めることができるように努めてまいりたいと思っております。御質問のとおり、考え直すということは非常に大切だという認識の下、計画の策定は進めております。

最後に、4番目でございますが、これにつきましては、集約いたしますと、子育て政策に係る資料が限定的にしか公開されないのは適切ではないという御質問でございます。

まずもって、子ども・子育て会議につきましては、会議の判断により公開されているもので、会議録・記事録を確認するための情報公開請求手続はおおむね必要のないため、今まで窓口での

閲覧ということにしておりましたが、今回のような御指摘もあることでございますし、誰もが容易にアクセスできる方法については、ホームページの掲載等可能なことを検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、パブリックコメントの結果につきましては、これまでホームページで1か月程度の掲載期間をもってお知らせをいたしておりました。この件につきましても、パブリックコメントに限らず、議事録、計画書、それから市の方針も含めまして、子育て政策を市民の皆様へより分かりやすくお伝えできるように努めてまいりたいと思いますので、今後とも御意見をお聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。おおむね私の希望に沿う答弁になっているように思っております。今回、最大限いろいろ考えていただいたんだろうというふうに思っております。ありがとうございます。

先に、幼稚園から行きましょうか。幼稚園、教育長の答弁で、これから保護者説明会等、幼稚園のほう、今始まっています、その状況を見ながらこれから市民部と協議をしていくということでもございました。

2年前に私質問した際に、令和6年3月まではこのままでというふうなお話で、それから統合に向けて協議をしてみたいというふうなことでありましたので、今がこの時期なんです。その状態のままが今の状態ですので、まさしくこの状態が維持されているということでもございますから、適切に動いてきているんだろうというふうに思っています。

それから、今後の方針を今確認をいたしました。その中で、保護者説明会の状況を鑑みて、これから市民部と協議ということでもございますから、そのまま進めていただきたいと思っております。よろしく願います。

一つ意見なんです、この子ども関係の施策が今こういう状態でもございますけども、幼稚園の保護者様から、次の認定こども園の計画が決まっているんだっつらば、すぐに賛成して、もうもろ手を挙げてオーケーだよねというふうに言いたいという方もいらっしゃるんです。要は、今この状態、つまり認定こども園の計画がない状態で、統廃合だけ進めていくということが本当に大丈夫なんだろうかと不安があるというふうなことも聞いております。ですから、早急に認定こども園の計画をつくっていただきたい。認定こども園できるのが一番いいんですけども、計画検討、こういったことを早く進めてほしいというふうなことを若いお父さんお母さんたちは思っているようにございますので、市としてもそこは考えていただきまして、なるべく早

急に認定こども園が出来上がるような方法を考えていただきたいというふうに思っております。

幼稚園はこれで大丈夫です。このまま聞いていただきたいというふうなことで、丁寧に説明をしていただきたいと思います。

そして、まず、今度市民部のほう、こちらのほうは26年答申のほうですけども、今ホームページ見ますと、どうしても26年度答申が紙として出てまいります。これを見ると、やっぱり10年前のものが見えるということで、10年前の考え方なんです。私も、見ていまして、これよくできているなど、よく考えられているなどと思っています。それで、いろんなことに配慮されて、当時の方々御苦勞されたんだろうというふうに思います。

そして、その中の話としましては、幼稚園については施設整備をしながらの、勝本は霞翠幼稚園に、芦辺町は瀬戸幼稚園に統廃合するというふうに書いてありまして、あとへき地保育園については郷ノ浦幼稚園に統合し、幼稚園型認定こども園、あと通園バスもありまして、これは導入検討しますとなっていて、あと給食センターの活用というのもありまして、活用して給食センターから運ぶというふうなことも提案されているんですけども。でも、この内容等は、やっぱり時代に沿わないんだろうということで、今結果的にはこの形になっていないと思うんです。この方法を今見た方が、もうこうなるんだというふうなことがちょっと勘違いしやすい状態になっているのかなと思われまますので、今の状態で、26年度答申がどういうふうになっているのか、どこかでちゃんと分かりやすくなっていけばいいんじゃないかというふうに思って、今回質問させていただきました。

答弁では、これを分かりやすく表現するというものであります。今、第3期計画も含めてこども計画策定中でございますので、その形を示しながら、今回のそのこども計画に反映するように分かりやすくするというものでございましたので、そこはきっちりやっていただきたいと思えます。御答弁、ここについては感謝を申し上げます。この方向で進めていただきたいと思えます。

最後の4番目、今、情報公開請求しないと出てこない議事録等、資料についても一部開示しかされていませんので、これもホームページ等可能なことを検討していくということでありました。私も無茶を言うつもりはございません。全くそういったできないことをしてくれというふうなことを言っているわけじゃなくて、やっぱり出せない話もあると思えます。ですから、出せること出せないことよく考えていただいて、出せる範囲で可能なことをやっていただきたい。その気持ちも酌んでいただいているんだろうというふうに思っております。そういう意味では、今回のこの4番目の答弁につきましても、納得するところでございますので、よろしく願いいたします。

補足なんですけども、これは、今度市長にお伺いしたいんですが、市民部長の答弁に限らず、この情報公開の考え方といいますのが、今はたまたま子育て関係の話ですので、パブリックコメントでありますとか、子ども・子育て会議の話ではあるんですけども、市政全般にわたって

情報を市民と共有する必要があるだろうと思っています。

今年の4月には自治基本条例が新しくなりました。その自治基本条例の第4条と第19条のほうには、市民との情報共有ということが記載されています。特に、まちづくりに関する情報を共有すると。まちづくりといますのも、まちづくり協議会という話ではなくて、まちづくりの定義といますのが、持続可能な住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組となっております。このあらゆる取組は市はやっていると思いますので、この第4条の自治の基本原則、市民、市議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有するため公共の福祉に反しない限り互いに情報提供に努めること。そして、第19条、情報公開で市民に対し積極的に情報提供を行うものとなっておりますので、この点につきまして、市の職員さんに周知、当然ながら市民のほうにもこのことを周知していただきまして、市民と市で情報を共有しながら建設的な意見に向き合っていくように努力をしていただきたいと思います。と思っています。

そこについての市長の見解をいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 植村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、市民の皆さんと情報を共有することは必要だと思っています。先ほどの山内議員の中にもありましたけれども、時代が変わって、本当に今厳しい時代と思っています。私も、今回、「一緒に前へ」ということでスローガンとしましたけども、行政だけでこの時代を乗り越えることはできないというふうに考えております。そのために、やはりまず知ること、これは非常に重要だと思っています。まず知って、よく教育でもありますが、まず知って、そして学んで実践する。この入り口が知るということですので、先ほど植村議員がおっしゃったように、まず知っていただく、この努力につきまして、市として積極的に行っていきたいと思っています。

そういった意味で、今回のこの子ども・子育て会議の話だけではなく、全体的に広報広聴に力を入れてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 市長からも力強いお言葉をいただきました。広報広聴力を入れていただくということで、市と市民がお互い寄り添って、同じ情報を共有しながら前に進んでいく、そういった市政をこれからも目指していただきたいと思います。願っております。

1番目の質問につきましては、ほぼ満額回答でございましたので、私は、これで以上になりたいと思っています。

続きまして、2番目の質問に参ります。2番目に、市道除草や高枝伐採の市民負担軽減をとい

うことで質問させていただきます。

人口減少と高齢化で、市道除草作業とか高枝伐採が自分たちでできない地域が増えつつあります。対象市道も部分的に返上したいという要望も、複数の自治公民館から出ていることとおっております。これら要望につきまして、了承する場合としない場合があると思われましても、判断が分かれているところでございます。どういう判断をされているのか、お伺いしたいとおっております。

また、市民の負担軽減策として、農業機械銀行との連携ができないか、工夫の余地はないのか等の見解を伺いたいとおっております。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 8番、植村議員の御質問にお答えをいたします。

市道管理の要望に対する判断基準と市民の負担軽減策として、農業機械銀行との連携の2点の御質問でございます。

1点目の市道管理の要望に対する判断基準は、その御質問でございますが、要望に対し、その都度、課内で協議を行い、対応の可否を判断をしておるところでございます。議員がおっしゃられます明確な基準というところまでは設定をしていない状況でございます。

2点目の市民の負担軽減策として、農業機械銀行との連携などできないかという御質問でございますが。

議員御承知のとおり、市道の維持管理につきましては、地元の自治公民館の御協力を得ながら維持管理に努めているところでございます。改めて、市民皆様の日頃の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

また、市民の負担軽減の側面から、1級、2級の幹線道路並びに主要な観光道路につきましては、毎年度、農業機械銀行に維持管理を委託し、適宜伐採作業等を実施している状況でございます。

しかしながら、多くの自治公民館におきまして、人手不足等により、市道の除草作業等に苦慮している状況であることは認識をいたしております。市道の総延長は1,337キロと非常に長いことから、全ての路線を農業機械銀行に委託するということではできませんけれども、今後も継続して農業機械銀行との連携を図るとともに、地元自治公民館の負担軽減策といたしましても、現在実施をしておりますバックホー、タイヤショベルの補助金に加え、トラック等への補助につきましても既に検討をしているところでございますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

[建設部部長（平本 善広君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） お答えいただきました。

この問題については、私、4年前に質問をさせていただいてまして、つい最近かと思っていたらもう4年たっていたんです。4年前の答弁では、研究するということでもございました。今日はその研究の成果を聞きたいということで楽しみにしていたわけなんですけども、ちょっと研究をした経過としましてはあんまり進んでいないのかなというのは、私の持った印象です。4年前の話のときは、やっぱりもう高齢化は当然ですけども、病気の方も出ないと仕事にならないというふうな、また逆にすると仕事に邪魔になるとかという話もあって、結構作業に対してはいろいろな話が市民の間でもあって苦慮しているというのはまさにそのとおりなんです。

1,300キロほどの市道があって、そのうち当時の話では約2割、240キロ程度の市道について道づくりをお願いをしているという話だったと思います。確か240キロですね。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、4年前の御質問ということでございました。その当時、植村議員のほうからは、年齢とか、そして公平性の面でも研究をしていただきたいということの御意見もいただいていたところでございます。

まず最初に、地元管理延長でございますけれども、1,337キロのうち地元自治公民館で管理をいただいている延長が1,065キロ、全体の約8割ということになってまいります。

また、植村議員からの前回の御質問の中で、この年齢の構成であったり、公平さ、平等性から研究してほしいということでございまして、市としましても研究は重ねてまいったところでございます。

維持管理業務につきましては、地元の負担の軽減のためにどのような方策が取れるかということで研究をまいりました。そして、またメーター当たり今16円の地元への助成をさせていただいておりますけれども、地元の労力の軽減と、そしてまたこの単価の見直し両面につきましても研究をまいりましたが、現在のところでは、地元皆さん方の御協力に対し、できるだけその労力の削減につながるような、そういった助成に対して力を入れていこうという考えで進めているところでございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 失礼しました。2割のほうではなくて、8割のほうに自治公民館に委託というよりも協力願っているという状態だということでございますね。1,065キロが道づくりの対象になっているということでありまして、市民のほうもこれに応えようというこ

とで頑張っているわけでございます。

自治公民館もいろいろありまして、大きいところから小さいところ、人数もそうですけども、範囲が広いとか狭いとか、延長が長い短いありますので、たまたま住んでいるところの場所に依りて、作業が1日、半日、2日、いろんなどころがありますから、せめて労力の公平性ということで、ある程度の負担がかかり過ぎているというところはよく考えていただきたいというふうなことで、当時お願いをしていたわけでございます。

今、最近言われているのが、もういよいよ頑張ってもやれないと。人口は当然減っていますし、高齢化も進んでいますので、昔ばりばりやっていた方もちょっとやれんばいとかという話になっているわけです。あの方ができないとこっちもできんばいとか言って、どんどんどんしわが寄せ合って、もうほとんど延長、もう年2回なのを1回ずつにしようとか、そういった話にもなっているわけです。なので、返上したい、責任持てないよと、市のほうに返上して、何とか市のほうで管理してほしいというふうな気持ちも出てきているわけです。その気持ちはよく分かります。何とか責任を全うしたいけどできないという状態でございますので。

それについて、やっぱり分かったと言われている場合があったのと、いやいやもうちょっと頑張ってくれというふうな綱引きをしているところがあるということをお伺いしまして、どういう場合に了解があって返納できて、どういう場合にできないのかという話がちょっとよく分かんないという話で今回質問しているわけです。

ケース・バイ・ケースでしょうから、確かに難しい問題だと思います。結局は、そういった負担が住民に行っているというこのことをよく認識していただいて、さらに研究をしていただいて、さっき私が言いました農業機械銀行。昨日も山口議員からも農業のほうで頑張ってくれという話があったんですが、それはそれで理解できます。ただ、農業のほうの受託というのも減っているんじゃないかと思います。その中で、仕事が減っているからということじゃなくて、逆に道路管理のほうの仕事とかは増えていくべきじゃないのかなと。そういってお金も人もシフトして、全体のバランスとしては、農業機械銀行というのを市が持っていますから、ここを使っとうまく市道の管理とかもできないかというのを工夫できないかということで、今回質問させていただいているんです。

その研究はどういうふうに進められてきているのかというのがあったら、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 植村議員の再度の質問にお答えをいたします。

機械銀行との連携でございますけれども、現在までも、市としましては、機械銀行との連携を図りながら、この市道の維持管理に努めているところでございます。

現在、毎年、機械銀行と市道の維持管理業務を管理委託を行っておりますけれども、年間約3,500万円。そのうち、機械銀行のほうで、1級、2級、そして通学路の伐採をしていただいておりますけれども、延べ50路線、約61キロ、60キロを超える距離において伐採等を行っていただいております。

また、日頃の市道の管理、そして軽微な補修等についても、機械銀行さんのほうで補修を随時行っているような状況でございます。市道の今の適正な維持管理、十分と言えるかどうか分かりませんが、維持管理に努める中では、機械銀行さんの多大な御協力をいただいているという状況でございます。

それで、今後も、今、議員が言われますように、市道の延長がこれだけ長うございます。機械銀行さんの可能な限り、市道の管理につきましては、機械銀行さん、そして、また市内の業者の方のそういったところのバランスもございますので、その辺は適正にこちらのほうでも考慮、判断をしながらお願いをしていきたい、適正な管理に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 御答弁ありがとうございます。可能な限りということですので、それでいいと思うんです。しかも、民業圧迫というのはやっぱりよくないですから、民業圧迫しない限りで、可能な限り、市としてこの除草作業、伐採作業、機械銀行さんと協力、お願い、連携して、なるべくやっていただきたいと思っております。

これ以外にも方法があると思うんです。私、まだほかにも探してまして、方法を、いろんな他市の状況とか見ますと、アイデアはいろいろありました。まだちょっとお話できていませんので、今後私提案しまして、市民が軽減できる方法というのを持ってまいりたいと思っておりますので、またお話乗っていただければ助かります。

今日は、これで、機械銀行さんの件については、連携を可能な限りするというところでございますので、やっていただくというふうなことであれば、頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、それと軽減化、負担軽減の話は公平になるようになるべく、よろしく願いいたします。今後も続けて研究をお願いいたします。

そして、3番目に参ります。3番目が、企業版ふるさと納税の充実をということで質問をさせていただこうと思っております。

市長公約の中では、企業版ふるさと納税を合わせてふるさと納税で30億円の達成を目指しているということでございました。現在、企業版ふるさと納税の専属職員が1人だということで伺

っております。このままでは、民間の都合に合わせた対応ができずに、せっかくの機会を失う可能性もありますので、応援しておりますので、体制の強化のほうよろしくお願ひしたいということで質問をさせていただきます。

ちょっと今簡単な説明になったんですけども、この対応されている1人の方が出張等行かれたりすると、ちょっとやっぱり手薄になっているのかなというところが見受けられましたので、対応のほうをお願ひしたいというわけでございます。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 植村議員の企業版ふるさと納税の件についてお答えさせていただきます。

企業版ふるさと納税制度は、議員も御承知のとおり、最大9割の税額等控除があるとはいえ、企業の負担も当然1割発生いたします。このようなこともありまして、これまで本市では御寄附頂きました企業につきましては、代表が本市出身の企業の方、またエンゲージメントパートナーなど、壱岐市と関係性の深い企業に限定されているという状況であります。

本年度につきましても、主要施策の実現や一般財源の歳出抑制のため、企業版ふるさと納税の寄附獲得目標を、対前年度比3倍強に当たる1億円を掲げておりまして、現在取り組んでいるところでございます。

先ほど議員のほうより1名とありましたけれども、主担当として係長のほうがおりますが、当然、課長また担当者のこの3名で業務に当たっております。

まず、企業から寄附があった場合の流れを簡単に御説明させていただきます。

寄附の方法は主に2つありまして、最も多いものが現金による寄附となっております。こちらは、企業の意向に合致する事業をこちらから御提案しまして、企業の希望されるタイミングで御寄附を頂いている状況でございます。

2つ目が、物品による寄附となります。この場合につきましては、現金寄附の流れに加えまして、内閣府への確認が必要となる場合が多くあっておりまして、ここは一定の時間がかかっているというところになっております。

現状としまして、寄附機会の喪失とならないよう、企業の御提案や御要望に対し、丁寧かつ速やかな対応はもとより、良好な関係性の構築など、担当課におきまして対応しておりますが、引き続き適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、この企業版ふるさと納税につきましては、東京事務所、また寄附の使用目的となる担当課とも連携して推進してまいります。

以上でございます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。

たまたま、私が今回ちょっとこの質問をさせていただいているのが、私の関係者の方で壱岐市のほうにちょっと寄附をしたいんだけどということをつないでくれと言われたもんですから、それでちょっと私も関わったもんですから聞かせていただいたんですけども。

事情としては、その会社側の都合というのが結構あって、たまたま会社として動ける時間帯があって、それで税理士さんとかの都合もあったということで、会社の動きに合わせた状態で市のほうの対応もしていけないと、なかなかすれ違いがあったり、意見の疎通ができなかったりして、ミスマッチで終わってしまうこともあるのかなということがちょっと感じたんです。会社様もやっぱり気持ちよく寄附をしたいでしょうから、その気持ちよく寄附をしていくことに応えるには、やっぱり対応としては、もうなるべく丁寧に頂けるように尽くしていくことが大事かなと思っております。そのためにも、ちょっとのそのミスマッチというのが損失になるとまずいかなと思っております、充実をというふうに思っております。

今3名ということでございました。主担当の方いらっしゃるんですけども、やっぱり主担当の方はいろんなことで忙しい場合があったり、出張があったり、すぐに対応できない。副担当の方いらっしゃると思いますけども、やっぱりちょっと主じゃないので、不十分なこともあるかと思っております。ですから、やっぱりここは、3人でいらっしゃいますけども、この制度も期待できるところでありますので、より充実させていけるようにチームを組んで頑張っていたいただきたいと思いますので、皆さんのほうからも、応援するなり、厚く、処遇改善といいますか、手厚くちょっと対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと早いですけども、私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、植村圭司議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時41分休憩

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

ここで、草合保健環境部長より発言の申出がっておりますので、これを許します。草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） 失礼いたします。昨日の4番、山口議員の一般質問に対し、確認し回答をさせていただくとしていた3点につきまして、回答をさせていただきます。

まず1点目の、資格情報のお知らせとは何かとの質問に対する回答でございますが、マイナ保険証の保有者が、自身の被保険者資格を把握できるよう、現在の保険証の有効期限前、また12月2日以降は新規資格取得時や負担割合変更時に通知される文書となっております。

この資格情報のお知らせでは、被保険者の基本情報が記載されており、マイナ保険証の利用できない医療機関で保険診療を受ける際に利用することができる通知書となっておりますが、市内では全ての医療機関でマイナ保険証の利用が可能となっております。

次に、マイナンバーカード有効期限が切れても一定の期間利用できるのではないかと御質問についてですが、昨日の私の回答のとおり、電子証明書の有効期限が切れれば、マイナ保険証としても利用できなくなることを確認いたしましたので、御回答いたします。

最後に、資格確認書の有効期限でございますが、マイナンバーカード一括改正法では、最長5年となっております。長崎県では、現在の国民健康保険証と同様に、有効期限は1年と決定されております。

マイナ保険証の関係情報は、様々な情報が錯綜しており、山口議員御指摘のとおり、正確な情報を市民皆様へお伝えできるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） それでは、引き続き一般質問を続けます。

次に、15番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 赤木 貴尚君） 午後1番目ということで、本日私が最後の質問になります。持ち時間50分ということで、50分以上にはなりませんので、よろしくお願いいたします。

今回は、2点ほど質問させていただきます。1点目は防災面に関してということと、2点目は教育関係ということで。教育関係に関しましては、毎回のよう質問をさせていただいて、御答弁いただきましてありがとうございます。

まず、1点目の防災についてですが、ちょっと余談になりますが、先日1泊2日の出張がありまして、諫早市のほうに行きました。何と、携帯電話を家に忘れて1泊2日島を出ました。非常に不便でした。高速船のジェットフォイルの中で、どうしたら、どうすればいいのかと、いろいろ半分パニックになりながら、いろんな連絡を取るとか、場所を調べるとか、そういうことをどのようにしようかということ1時間ずっと考えました。

要は、今もう携帯電話、スマートフォンがないと何もできないわけではないのですが、それができない体になっているのだなというのは感じました。

防災面においては、やはりいざとなったときに携帯電話を使えないとか、壱岐から出している子どもたちにどうやって連絡を取るのか、そういうところを非常に考えました。

今回の防災に関しては、ちょっと違う観点で質問しますが、非常にそういう点で、どのようにしたら子どもたちと連絡を取れるのかとか、家族に連絡を取るのかとか、壱岐以外に住んでいる親戚とか知人にどうやって連絡をするのかというのを非常に考えました。

公衆電話が非常にありません。非常にありませんというのはおかしいのですが、昔に比べると全くないです。博多駅に行くと、まず調べるものがないので、公衆電話がどこにあるのかなという、公衆電話のマークを探していくのですが、デパートのところにもありました。

ただ、本当に目につくところに公衆電話がないので、非常に困りました。

しかも、公衆電話をかけようにも、嫁にかけようと思ったのです。こうやって携帯を忘れたからというところで、非常に夫婦関係は良好なんです、携帯電話の番号はさすがに覚えていなくて、ただ、唯一の手段があって、嫁さんの携帯番号はどうにか手に入れることができたので、その後は嫁を通じて子どもとか行く先々の連絡というのは取れました。

今何が言いたいのかというところなんです、非常に皆さん携帯電話に依存しているわけではないのですが、携帯がない状況、いざ災害が発生したときに、どのように人と連絡を取るかというのは、改めて皆さんの中で考えられたほうがいいのかなど思っておりますし、私もその点をどのように皆さんに伝えたいのかというのは非常に考えさせられたので、今後はしっかりそういう部分を伝えていきたいなと思っております。

今できることは、私は小さいカードタイプの番号を書いた紙を財布に入れておこうかなというのを一つ考えております。

そういうところで、皆さんの中で携帯電話がないときにどのように対処するかという点を考えられてもいいのかなと思っております。

前置きが長くなりましたが、まず1点目についていきたいと思えます。防災救急対応についてのヘリポート整備についてということで、質問をしたいと思えます。

9月1日は防災の日というところで、9月1日の防災の日というのは、大正12年9月1日に関東大震災が発生して、この震災を教訓として、国が一人一人の防災対策の重要性を広く国民に理解してもらうためとして、防災の日を制定したそうです。

9月は、防災をしっかり意識して備えを改める月と考えました。その点で、壱岐市の防災について伺います。

私は、携帯を忘れて出張した日を、私の防災の日と考えて、携帯電話を絶対に出張には忘れないぞというところを決めたところですが、まず今回1点目に、壱岐市における防災ヘリポートの必要性についてどのように考えているのかというところと、2番目に、壱岐市に新設の防災ヘリ

ポートの整備の計画はあるのかというところと、3番目に、防災ヘリポートを新たに整備したらドクターヘリの発着、共有は可能かというところを質問していきたいと思います。

主に防災ヘリ等は皆さんに身近に感じられるところなので、そういう点を主に質問していきたいと思いますが、まずこの点において、執行部の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。山川消防本部消防長。

〔消防本部消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防本部消防長（山川 康君） 15番、赤木議員の御質問にお答えをいたします。

防災救急対応のヘリポートの整備について、①の壱岐市における防災ヘリポートの必要性について、どのように考えているのかについてですが、初めに救急患者発生時に関するドクターヘリの搬送件数及び災害派遣に伴う自衛隊の急患搬送件数について説明いたします。

令和5年中、長崎県ドクターヘリが29件、和白病院のドクターヘリが28件、合計57件搬送しております。令和6年は、8月末日現在までに36件搬送しています。

次に、災害派遣に伴う自衛隊等による急患搬送件数は、令和5年中が11件、令和6年は8月末日現在で5件搬送しております。

ドクターヘリの運用が開始され、年々減少はしておりますが、夜間の急患搬送については、ドクターヘリが対応できないため、必要な搬送手段であると認識しております。

ヘリポートの必要性ですが、災害派遣に伴う自衛隊等のヘリコプターは、壱岐空港のみですが、ドクターヘリ及び長崎県防災ヘリについては、それぞれランデブーポイント発着可能場所が示されており、ドクターヘリが壱岐市内13か所及び防災ヘリが壱岐空港はもとより、各学校等のグラウンドを発着可能場所としており、なるべく現場から近い場所を選定していますが、原則機長の判断により、どこにでも着陸できる体制が取られており、今のところヘリポートの必要性は感じておりません。

②の壱岐市に新設の防災ヘリポート整備の計画はあるかについてですが、壱岐市地域防災計画の中には、ヘリポートの整備を行うとありますが、現在のところ計画はありません。

③の防災ヘリポートを新たに整備したら、ドクターヘリの発着は可能かという質問ですが、整備されれば発着共有は可能です。

以上です。

〔消防本部消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 今回、防災ヘリポートというところと、ドクターヘリが発着というところ、一緒のことを言っているつもりで質問しております。

防災ヘリポートというところにおくと、自衛隊が発着したりとか、そういうところも含めて、いろんな防災面において発着するヘリポートだと思っていいと思うんですが、壱岐市で市民の皆さんが身近に感じるのはドクターヘリが多いなと思いますし、ドクターヘリを利用された方も、本当にドクターヘリが身近なところにあるというところを感じられたと思うので、いわゆるドクターヘリの発着について、いろんな数値とか必要性を今回質問していきたくったのですが、ちょっと私の今回調べたところで、まずドクターヘリの運用は、平成18年の12月からで、18年目を迎えていると思いますが、その点は正しいかどうかというのは、後で消防長にお答えいただきたいと思います。

もう18年目かということと、私の調べたところによると、近年のドクターヘリの発着の回数が、令和2年が61回、令和3年が57回、令和4年が53回、令和5年が56回というような数値を調べてきたのですが、この点はどうかというところですが、今の数値でいうとこのような感じになって、年間平均約6日に1回が発着をされているのではないかなと思いましたが、この点の数値は間違いじゃないかどうかだけ、答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山川消防本部消防長。

○消防本部消防長（山川 康君） 赤木議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど私が答弁した令和5年の件数ですけど、赤木議員が示されているのは56回、私が説明したのは57回、1回多くなっておりますが、これは向こうからの搬送件数で、和白のヘリコプターだったと思いますけど、こちらは救急が出勤していない件数も1件入っていたものですから、一応加えて57件という説明をさせていただきました。

残りの2、3、4年はここに手元に資料がありませんので、申し訳ございません。

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。この数値はホームページから消防年鑑、あれから調べたので、間違いはないと思いますが、この平均回数でいうと、最近4年間の発着回数でいうと、6日に1回発着しているということになります。

数値でいうと、1週間に1回ぐらいドクターヘリが来ているのかというところですが、1日に2回来ることもあれば、ちょっと間を置いて来ることもあったりするのですが、本当にドクターヘリの利用というのは身近にありながら、壱岐で治療ができない場合に、壱岐以外の病院にこうやって搬送されているのが現実です。

このような頻度の中で、発着場所で13か所なりあるということなんですが、私が身近なところでいつも発着を見ているのは、大谷公園グラウンドに発着をしているのをよく見かけます。

私の家、風向き次第で私の家のほうからバタバタという音を立てて発着をしているのもよく見かけますし、救急病院が光武病院と壱岐病院なので、その近くというところで大谷公園が発着に

多く利用されているのではないかなという見解をしておりますし、大谷公園での発着時に、中体連の陸上競技のときとか、私が住んでいる武生水地区の球技大会とか、そういうときに発着する場合があります。そのときは競技を中止しております。

競技の中止自体は、皆さん、市民の理解があつてこそなので、特にそれは皆さん理解しているのですが、実はそのときに患者さんとか患者の御家族の方は、その多くの目にさらされてしまっているというのが現状です。

患者さんのプライバシー等が、こうやって目隠しをしているというお話なんですけど、どうしてもそこがさらされている状況を、多くと言ったら多くなんでしょうけど、行事事とも言いませんが、行事があれば見かけたことが何度かございます。

そのときに、やはりドクターヘリならぬ防災ヘリの発着所というのは必要ではないかなと感じました。

行事を中止することだけでなく、プライバシーのことだったり、あとは砂ぼこりを巻き上げることに關して調べると、他の自治体においては、消防との連携があることで、先にグラウンドにか砂ぼこりが舞うところには水をまいて対応したりという自治体もあるそうです。

よくよく調べると、一部の話ですが、砂ぼこりとかがヘリに悪影響があるというようなこともお聞きしました。

そういう点で、ヘリポートの建設というところによると、どういう問題があるのかというところですが、先ほども言いましたが、患者家族のプライバシーの確保というところが確保できるのではないかと。

現状、大谷グラウンドを多く利用しているというところにおいては、そういう部分がプライバシーを確保できていない場合も見受けられるので、改善の余地があるのではないかとこのところでは。

そして、グラウンド等を使うと、砂ぼこり等によって機体の影響があつて、機体の故障なりすれば、救急搬送にも影響があるというところで、そういうところも含めて考えたほうがいいんじゃないかと。

発着地の周辺住民への影響というところは、非常に振動。ドクターヘリは、普通のヘリよりもジェットヘリに近いというか、音も強く感じますし、私の家のところを通っても音もすごいんですけども、実際に発着地の近辺の家への騒音だったり振動だったり、そういうところはすごく配慮すべきじゃないかなというところと、もう1点書いているのは、災害時の移送というところでいうと、UPZ、もしも原子力系の災害が起こったときに、患者さんが多く移送、他の地域の病院に搬送しなければいけないときに、現実、小学校のグラウンドだったり、学校のグラウンドだったり、大谷グラウンドを使うというのは、その時点で、例えば避難所とか避難用のトラック

だったり、資材が置かれていると、いざというときに使えないとか、そういうところを考えると、やはりこの防災ヘリコプター、ドクターヘリも発着もできる防災ヘリポートというのは、必要ではないかなと非常に感じたところでございます。

なかなか簡単にできるものではないので、建設コストもかかるというところなんですけど、実際、このことを進めていく上で、どこか具体的に作れる場所があるのかとか、どういうところがいいのかというところにも話があつたし、考えてみました。

やはり場所的なものは、大谷グラウンドというのは、光武病院だったり、壱岐病院が近いということで、救急搬送に近くがいいということで、そういう立地条件を考えられていると思うんですけど、病院の近くがいいというところが、やはりあるのではないかなと思いました。

今後、この計画を今のところ新設の予定はないというところですが、やはりいざという時のために考えるべきことではないかなと思いました。

病院の近くで、公用地であつたり、例えば民有地で何かいい土地があれば、そういうところの購入も含めて、建設にとにかく前向きに、一歩でもいいから進むべきだと思います。

最初の冒頭の私が携帯電話を忘れたところと規模があまりにも違いますが、いざという時のためにどうしておくかということに関しては、共通するところではございますので、やはりこの防災ヘリポート、原子力災害とかそういうときに、今いる病院の患者さんたちを他の自治体の病院に移送する等を考えたときに、必要不可欠な施設というかヘリポートだと思うんですけど、このことについて、ぜひ一歩なりとも進めていく準備と研究が必要だと思いますけど、なかなか消防長では答えにくいところだと思いますので、市長のほうで何か答える的には難しいと思いますが、私の説得力がないのであれですけど、必要性は感じたと思いますので、今後どのように進めていくかというのは大まかでいいので、お答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 赤木議員の御質問にお答えさせていただきます。

先日、4市で原子力関係の要望を知事に行ってきたところでございます。

その際に知事にお話したのが、計画でいうとその中の一部ですけれども、全島避難をするのに1週間ほどかかるというような計画になっていますけれども、実際に本当に全島避難になった際に、1週間も市民を待たせられるのかというような意見も話をさせていただきました。

そういった中で、このヘリポートに関しましては、13か所、今あるというところで、現在必要性、作る予定はないというところでもありますけれども、財源の面も含めて、やはり壱岐、UPZ圏内に入っているというところがありますので、そこも含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 進めていくというところはしっかり受け止めたいと思いますし、しっかり今後もいろいろな提案をしながら進めていってもらえるように提案していきたいと思えます。

いざ災害が起こってしまったときに必要だったというところにはなりたくないですし、私も中途半端に質問をしておいて形にできなければ、この言っている質問も何の意味もないこととなりますので、どうかして必要だと思えられるように説得していきたいと思えますので、今後私もしっかり勉強していきますので、執行部側も前に進むために、いろいろ調査研究をお願いしたいと思えます。

それでは、1点目の質問は以上で終わります。

2点目に質問を移りたいと思えます。今回非常に財源的にも厳しい中において、このようにいろいろなものを作れ作れとばかり言ってしまうのですが、全く市民等に関係ないことではなくて、その先にあるものとして必要だからこのような提案をさせていただいております。

2点目には、今回市内の小中学校の水泳プールについてということで質問をいたしております。表現が水泳プールということにしておりますが、学校にあるプールのことについて質問していきたいと思えます。

壱岐市は小学校が18校、中学校が4校、それぞれに水泳のプールがあります。学習環境としてはとても充実していると思えますが、各学校の水泳のプールは老朽化が進み、維持管理の面で検討すべき点があると思えますので、以下の点を伺いますので、答弁をお願いいたします。

まず1点目は、各学校の1年間の水泳プールの維持経費は平均どれくらいかということですので。水道の水の料金だったり、薬品の塩素だったり、いろんなプールに関する維持経費がかかると思えますが、その点を平均でいいのでどのくらいかかっているのかということをお伺いしたいと思えます。

2点目は、今時点ですが、もう9月になったので、学校のプールはもう終わっているところですが、今年の夏にプールを使った期間に、水泳プールに関する修繕費用は小中学校で総額で幾らかかるところをお聞きしたいと思えます。

3点目は、水泳プールの修繕や部品の調達、工事関係で、その工事はスムーズに、いわゆる短期間、プールの授業が行われない期間に工事が終わってしまっても意味がないので、いわゆる学校の授業で行われる期間内に対応ができているのかということをお聞きしたいと思えます。

4点目は、異常気象の猛暑や異常気象でプール授業に支障を来す事例はなかったのか。

5点目は、将来的に新しい学校を建設する場合に、各校に水泳プールは常設をする予定なのかということですので。

6点目、前回の一般質問でも触れましたが、プールを作らないのかというところなんです、近年、各自治体では、学校の水泳プールの維持管理費の削減や教員の負担軽減のために、民間業者のプールの利用をされたりとか、民間業者に水泳の指導委託をしたりとか、プールシェアといひまして、各学校同士でプールを共有するとか民間のプールを利用するとか、そういうプールシェアなどの取組がありますが、壱岐市においては、該当する民間業者がありません。

その時点で、現時点では、民間業者への委託等は難しいですが、今後、壱岐の子どもたちの新たな学びと市民の健康増進、前回も言いましたが、介護保険料上昇抑制のためや、壱岐市の財政負担軽減や施設の集約、スポーツ合宿の誘致などの多目的で、市民も子どもたちもみんなが利用できるような効果を見込んだ上で、一般の人から学校等多くの人が利用できる屋内の温水プール、屋内の温水の壱岐市民プールという、仮称ですけども、建設の計画をしてはどうかというところを、今回2点目に質問したいと思います。執行部の答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 赤木議員の御質問にお答えをいたします。質問事項が6点ございますので、答弁が少々長くなりますことを御了承願います。

まず1点目の、市内各学校の1年間の水泳プール維持管理費の平均額でございますが、学校プールの使用は6月から8月にかけてとなります。今年度の水道利用料が確定していないため、昨年度の料金でお答えいたしますが、小学校は3か月間プールを使用した料金の1校の平均としましては、10万4,800円。同様に、中学校も3か月間プールを使用した料金の1校平均は、17万6,000円となっております。

また、消耗品となります塩素等の薬品については、今シーズン小学校の平均で11万8,000円、中学校の平均が13万1,300円でございます。

そのほか、プールを維持していくために必要な水質検査が平均3万2,000円、機械器具保守管理業務が平均3万8,000円となっております。

この平均額で見ますと、プール費用1校当たり、小学校では29万2,000円、中学校では37万7,000円ほどとなります。

水道料、水質管理、機械保守等のプール維持管理費総額としましては、小学校は414万円、中学校は113万円となっております。

次に、2点目の御質問、今回の市内小中学校の水泳プールに関する修繕費用でございますが、まず、これまでの修繕状況を申しますと、小学校のプールでは、令和4年度にろ過装置や漏水などの修繕で103万8,700円、令和5年度も、ろ過装置や給水用バルブの修繕などで159万900円、中学校では、令和4年度がろ過装置や循環装置の修繕で57万3,650円、

令和5年度も、ろ過装置や漏水の修繕で8万740円でした。

これまで、各校の機械類の修繕を行ってきたことから、今年度については修繕件数は少なくなっており、小学校において、タイルの補修等で21万980円でした。

次に、3点目のプール修繕に係る部品調達やスムーズな対応ができているのかの御質問ですが、水泳プールの修繕や工事については、機器の故障や破損箇所が出てきた場合には、まず、各学校において不具合箇所の確認を行い、その後に教育委員会へ連絡を入れてもらうような対応となっております。

その後、業者立会いのもと、修繕箇所の確認を行い、修繕に向けて進めているところです。

しかし、プールを使用する期間も限られておりますので、早急な修繕、工事を心がけておりますが、取り替える部品によっては、調達等に時間がかかるケースもございます。

その場合には、学校へ工事の詳細について連絡を行い、プールの使用についても御相談をさせていただいているところです。

残念ながら、今年度は1校が部品の調達に時間を要したことで、プール使用期間内での修繕ができず、使用ができなかった事例もございました。

このように、各学校の機器は老朽化しておりまして、毎年修繕を行いながら運用している状況ですが、プールは水をためて実際に稼働させないと、機器の故障や漏水が分からないことや、使用している途中で機器が故障するケースもありますので、できる限り短時間で修理ができるように努めているところでございます。

次に、4点目の、猛暑や異常気象でプール事業に支障を来す事例はなかったのかについての御質問ですが、各学校からは、猛暑や異常気象においてプール事業に支障を来したとの報告は上がってきておりません。各学校において、猛暑の際、プール周りの床等で足の裏をやけどすることがないように注意するなど、対策を取りながら授業を行っていたと聞いております。

次に、5点目の、将来、新学校建設の場合、各校に水泳プールは常設するのかの御質問にお答えします。

現在、新学校建設の計画はございませんが、今後、新たな学校建設や再編の協議を行う際は、プールの建設費や、先ほどから申しますランニングコストなど、また、周辺のプールのプール施設の状況等を考慮しながら、その必要性について検討していくことになろうかと考えております。

最後に、6点目の、市民プールの建設の御提案に対してでございます。

これまで申し上げてきましたように、各学校のプールについては老朽化が進み、小修繕を行いながら使用しておりますが、機械類の修繕では対応できない配管やプール槽などの損傷で、使用できなくなっている学校も数校ございます。

現状では、大きな予算を必要とする大規模な改修工事は行わない取扱いとし、該当する学校に

については、勝本B&G海洋センターもしくは近隣の小学校プールを使用してもらい、バスを借り上げての送迎を行っているところでございます。

大規模改修を行わないという判断に至った学校のプールの代替としてのプールは、今申しました夏季のみ市が運営しております、湯ノ本のB&G海洋センタープールでございます。

本施設につきましては、昭和61年の竣工から40年近い年数がたっており、修繕等により施設を何とか維持しておりますが、特に平成29年度の暴風雨や台風の影響により大きく破損をしており、いまだ修繕復旧に至っていないところもでございます。

今後、大規模修繕として屋根を張り直した屋内プールへ、またトイレ等の改修も考えているところでございますが、その場合、現在のプールや配管等の設備の状態について、一定の調査をした上で検討を進める必要があると考えております。

このB&G海洋センタープールの機能を維持することで、議員の提案にあります市民の健康増進や財政負担軽減などの各種効果も見込めるものと考えられ、併せて学校プールの代替、そして市民など多くの人々が利用できる市民のプールとして機能を充実し、引き続き維持させていきたいと考えておりますので、現時点では新たなプールの建設については考えておりません。

以上でございます。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 答弁ありがとうございました。

水泳のプールの維持管理、経費的なものを数字でおっしゃっていただきましたが、平均でいうとそんなにないのかなと思われがちなんですが、使用する期間とか使用する頻度等に換算すると、非常に施設的に学校の授業で使うものですから必要というところは感じますが、現在、壱岐市に学校の数と子どもたちの人数を考えると、集約していいのではないかなというところと、集約はするけれども、もっといい環境にすると。子どもたちが水泳を学ぶにすごくいい環境にしてあげることが必要ではないかなということを感じております。

今、水泳大会もなくなりましたし、中体連の水泳もなくなりました。中体連の水泳がなくなって、既に、私が27歳ぐらいのときになくなったんですかね。もう中止になりまして、今、全中連ももう中止の方向ですね。もう27年前なんで、もういい歳なんで30年ぐらいになるんですかね。

なぜ覚えているかという、郷ノ浦中学校時代かな、武生水中学校時代ですかね。私が帰ってきたばかりで、二十四、五のときに水泳の授業で水泳を教えに行っていました。水泳を学んで帰ってきたので、水泳を教えてくれということで行きまして、その何年後かには中体連がなくなって、えっと思ったんですけれども、やはりもうそのときからというか、壱岐市に水泳をする環境

がないなというのを感じておりました。

先ほど、B&Gプールのお話もありましたが、B&Gプールその当時はまだきれいだったのでよく行っていました。

でも、最近のB&Gプール、皆さん御存じかどうか分かりませんが、屋根も何もなくて、鉄骨むき出しの屋根でプールになっています。ほぼ屋外プールになっているのですが、今子どもたちの現状、大体どういうものかというところ、ちょっと数字でいうと、小学校18校で、これ5月1日現在の数値ですが、1,213人と、大体1校平均すると67人ぐらいです。中学校が665人で、1つの学校すると166人です、平均ということで、子どもたちが減っている中で施設も維持をしなければいけないけれども、ある施設は老朽化してしまって、本当に子どもたちが学ぶにとってすばらしい環境かというところ、私が感じる所、私が今までプールを見てきた中では、本当にもうちょっと改善してあげたいと思うプールです。

今回問題点は、いわゆる老朽化ということと、プール自体が古くなってしまっているの、維持管理ですね、漏水とか、あとはいわゆる消毒する機械等も老朽化して、そういう点でいわゆる財政面で負担がかかっているのではないかと、少子化による利用頻度が少なくなって、もっといい環境をつくってあげれば、子どもたちも学ぶ場が、新しい学びができるのではないかと、一番最後に書いていますが、教員の負担軽減というところなんです。

先ほども働き方改革等のお話がありましたが、日本全国、水泳授業が教員の負担になっているところなんです。先生だから教えて当たり前だろうというところなんです、なかなか先生たちも全てを網羅するわけにいかないの、水泳も教えるにはなかなか難しいのが現状のようです。

水泳というのは、なかなか人間が二足歩行になってから、普通に歩いたり走ったりというのは、教わらなくてもできることなんです、水泳というのは4泳法あって、その4つの泳ぎというのは、教わらないと泳げません。

昔、船から落としたら泳げるようになったという話もありますが、そういうことはなくて、水泳というのは4つの泳法は教わらないと泳げないということで、しっかり先生たちもそれを全て教えることは非常に難しいんですよ。

だから、そういう点で、今各自治体での取組は、民間のスポーツクラブに委託したり、外部委託されているのが現実です。

泳げる、泳げないというのがどういうところに影響があるかというところ、今、子どもたちの学びのところを話しております。壱岐市には屋内温水プールがないので、子どもたちは夏だけプールで泳ぐということと、あとは海水浴場に行って泳ぐということなんです。

近年、泳げない子どもたちが増えているというのはよく聞きます。ただ、データのどれくらいかというのは持ち合わせておりませんが、非常にそのことによって、海や川とか、そういうと

ころで溺れる可能性があるということとか、最近言われているのは、水害とかの災害時に対処できない子どもとかがいるというような報告も受けております。

まず、水泳というところでは学ばなければいけないということで、その学びの環境をしっかりとつくってあげたいということと、最初言いましたが、市民の皆様の健康増進というところでいうと、水泳というのは非常に効果が高い。体の健康維持するのに効果が高い。

まず、ゼロ歳児、マタニティ、子どもがお腹にいる妊婦の方から水泳というのを学ぶことができる。そしてゼロ歳児からも水泳を学ぶことができる。

そして、高齢者の90、100歳とかになっても学ぶことができる。芸能人でいうと、吉永小百合さんがほぼ毎日プールで泳いでいるというようなお話がよくありますが、吉永小百合さんは水泳で自分の美しさを保っているというようなお話もありますが、本当に幅広く使うことができ、健康を維持するためにもプールの重要性というのは、壱岐市には屋内温水プールがないので、なかなかここは伝わりにくいところなんです、対馬と五島には実はあるんですね。屋内温水プールがあって、非常にその点で市民も利用されている状況です。

ましてや本土に行くと、福岡に行くと本当に身近なところにプールがあって、市民プールがあってという形で、多くの方たちがそのプールによって、プールイコール泳ぐだけではないんですよ。

プールの中で歩くことも走ることも、そして踊ることもできたり、そして泳ぐこともできるという、水泳、水の抵抗を使っていろんな体の健康を維持する作用があるというところで、そのプールの重要性というのは、本当に身近に感じられた方には理解できる場所なんです、壱岐にはそういう環境がないので、ぜひそういう環境を整えてあげたいなと思っているのが今回の質問の趣旨です。

防災ヘリコプターもそうですが、このプールもそうですが、建設にはかなりの費用がかかると思います。屋内プール。ピンキリですね。ピンキリというのはいろんな金額があります。大体25メートルの5コースですね。深さが大体1メートルか1.1メートルぐらいでいいんですが、そういうプールと色々な水回りを含めると、5億円から6億円ぐらいかかるんじゃないかなと思います。

そんなどこからどうやってその金を引っ張るんだという感じになるんですが、篠原市長も、いわゆる、企業とのエンゲージメントパートナーシップ等も進められておりますが、日本には大手のスポーツクラブ等プールを作りながらプールの運営をしている業者もございます。

そういうところと壱岐市が何かいい方法でコミュニケーションを取れて、エンゲージメントパートナーシップを取るとか、そういう形でもいいですし、ぜひそういうところで壱岐市にそういうところに参入してもらって、そういう体を動かす施設というのは若者が働きやすいところで、

雇用の創出にもなります。

若い世代が高校を卒業してでもいいので専門学校で学んで、壱岐に帰ってきて働くとか、そういう場にもなりかねますので、ぜひそういう点でこういう施設をしっかりと取り組んでみてはどうかというところで質問をいたしました。

今回は教育的観点のほうから質問したので、主に教育委員会が答弁されましたが、今回の私の市民プールの建設に対する思いというのは、本当に市民の方たち、皆さんに関わることだと思って、この建設をぜひ進めていただきたいなと思っての質問です。なかなか答弁的には難しいと思いますが、赤木がこういうことを考えているんだというところで御理解いただいて、今後もっと、先ほども言いましたが、執行部が動きたくなるような提案をしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

いつも提案ばかりで申し訳ございませんが、財源的にも厳しいですが、理想は高いほうがいいと思いますし、新しい市長になられて、そして教育長も新しくなられましたので、前に進むためにも、こういう市民がわくわくするような提案をしていきたいと思っておりますし、新しくできるものがあれば新しくして、子どもたちも新しく学ぶ場だったり、大人も新しく学ぶ場だったり、そういうふうな前に進めていくことが、壱岐に戻ってきたくするための島になるためのことだと思っておりますし、私たちもそういう提案をどんどんしていくべきだと思っております。

中には、今あるプールでいいんじゃないかと思われる方もおられますし、いろんな施設を改修、改善、統合するときにはいろんな意見があると思います。本当にいろんなことを聞きながら、やはりできれば前に進んだほうが、若い世代もそうですし、これから子どもたちも夢を抱くには、前に進んでいく姿を、篠原市長のリーダーシップのもと、前に進んでいく壱岐の島のほうがわくわくして住み続けたい島になるのではないかと考えておりますので、市民の皆さまには御理解いただいて、前に進めるときはぜひ賛同していただきたいなと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

[赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇]

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後1時49分散会
